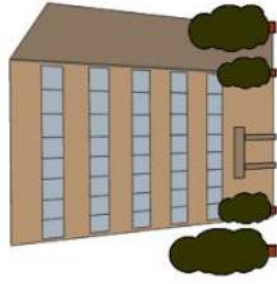


コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度を導入している学校)

【市教委】



市教委は校長の意見を反映して委員を任命する

【学校運営協議会】



＜委員のメンバー例＞
 ○学校評議員 ○学校関係者評価委員
 ○学校応援団 ○現・元PTA会長
 ○自治会長 ○民生児童委員 等

【校長】



校長は、学校運営の基本方針や教育活動について説明をする

委員は、校長が作成する学校運営の基本方針を承認する

☆「地域とともにある学校」へと転換するため

→学校と地域が、共通の課題意識や目標等を共有するとともに、設定した目標の達成に向かって、ともに前進して行動する実感が、モチベーションの向上につながり、学校はよりよく発展していく。

小・中一貫校

【小・中連携と小・中一貫】

☆小・中連携：小・中学校が互いに情報交換や交流することを通じ小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育

☆小・中一貫：小中連携のうち、小・中学校が9年間を通じた教育課程を編成し、それに基づき行う体系的な教育

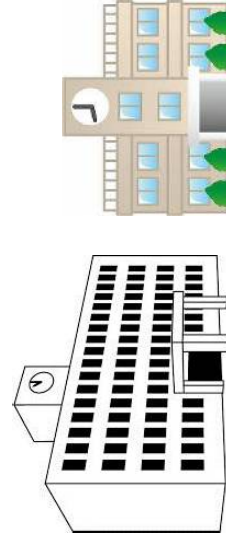
【小・中一貫校の具体例】

例1：施設一体型



○小・中学校が同じ校舎にある

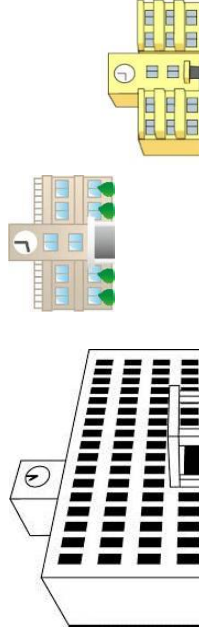
例2：施設隣接型



○校舎が別の所にある（近い）

※現在、埼玉小・中学校が研究中

例3：施設分離型



○校舎が別の所にある（遠い）

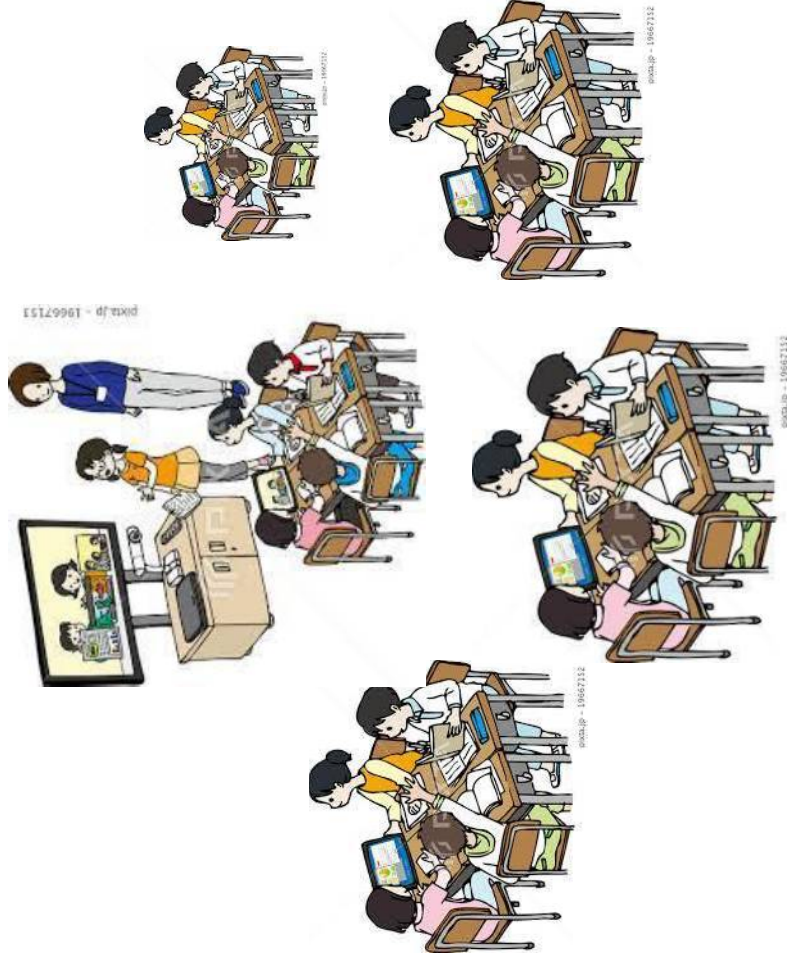
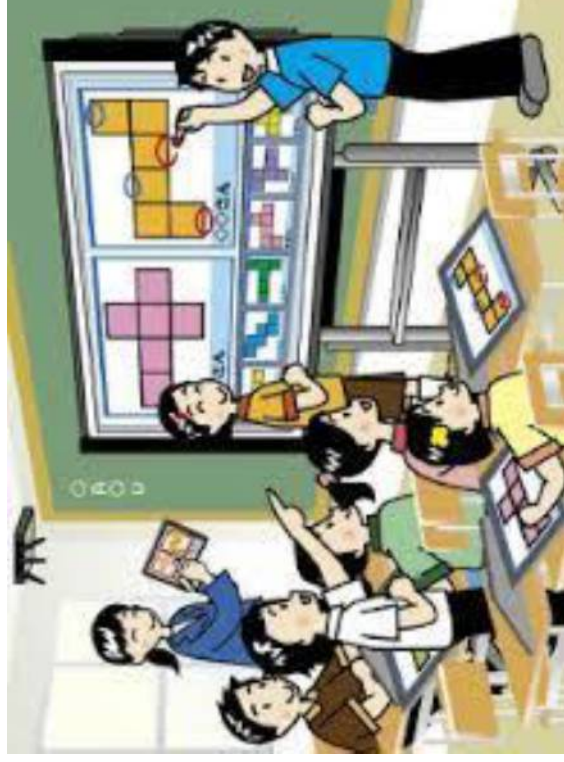
※現在、太田三校が研究中

ICT教育

【ICT教育】

電子黒板や教員用コンピューター、インターネットの環境をさらに整備し、子供たちがタブレットなどを
用いて様々なことを学ぶ最新の教育

【ICT教育の具体例】



「コミュニティ・スクール」

行田市教育委員会

1 これからの学校と地域の連携・協働の姿

- (1) 「地域とともにある学校」
- (2) 「子供も大人も学び会い育ち合う教育体制」の構築
- (3) 「学校を核とした地域づくり」の推進

2 コミュニティ・スクール（学校運営協議会）が有する機能

- (1) 校長が作成する学校運営の基本方針の承認【必須】
- (2) 学校運営に関して教育委員会または校長へ意見を述べる【任意】
- (3) 職員の任用に関する事項について、任命権者に対して意見を述べる【任意】

3 学校運営協議会の構成員の例

- (1) 学校評議員
- (2) 学校関係者評価委員
- (3) 学校応援団
- (4) 現・元PTA会長
- (5) 自治会長
- (6) 民生児童委員 等

4 学校運営協議会活動内容の例

- (1) 3月～4月 第1回学校運営協議会（学校運営の基本方針の承認）
- (2) 6月～2月 第2・3回学校運営協議会
- (3) 3月 第4回学校運営協議会（学校運営の基本方針の承認）

5 行田市小・中学校コミュニティ・スクールができあがるまで

- (1) 「行田市学校運営協議会規則」の整備
- (2) 「行田市立小・中学校管理規則」の改定
- (3) 各学校からの「行田市コミュニティ・スクールの指定に係る申請書」の提出
- (4) 行田市教育委員会から各学校へ「指定書」の配布
- (5) 行田市教育委員会から各学校へ「学校運営協議会委員」推薦の依頼
- (6) 行田市教育委員会から各委員へ「委任状」の配布

行田市教育委員会「小中一貫教育」

1 行田市に見られる課題

(1) 学習意欲の低下

小学校時代は高かった学習意欲が中学校進学後に低下する。

(2) いわゆる「中一ギャップ」

小学校から中学校に進学する段階において、不登校の児童生徒の割合が増加傾向にある。理由として、中学校進学後は、学級や部活動における人間関係等の変化が大きく、子ども達の心理的不安が高まるためと考えられます。小学校段階から中学校の様子を知り、中学校進学への不安を減らす等の改善が求められている。

2 行田市が考える小中一貫教育とは

中学校区内の小・中学校が「目指す児童生徒像」や「重点目標」を設定、共有し、その実現を図るため、9年間を見通したカリキュラムを編成して、それに基づき行う系統的な教育

【小・中学校9年間の学びと育ちの連続性を重視した教育】



【小・中学校9年間を支える教職員の意識高揚】



【学習意欲の向上】 = 【確かな学力の育成】



【中一ギャップの解消】 = 【豊かな心の育成】

3 行田市が考える小中一貫教育のポイント

- (1) 小中一貫推進のための組織をつくる【市教委並びに各小・中学校】
- (2) 中学校区の目指す児童・生徒像、重点目標を設定・共有する
- (3) 教員の意識をつなぐ
- (4) 児童・生徒の心をつなぐ
- (5) 9年間を見通したカリキュラムを編成する
- (6) 家庭・地域との連携を深める

4 行田市教育委員会の役割

- (1) 中学校区の窓口として、小中一貫教育推進の教育方針や計画を該当校に伝える。
- (2) 該当校の小・中学校長と連携し、事前に取り組の計画等について相談していく。
- (3) 重点目標等の実現に向けた取組についての指導・助言を行う。
- (4) 取組とその結果を地域や他校の管理職及び教員へ広めていく。
- (5) 先進的な取組についての情報提供を行う。
- (6) 小中一貫教育コーディネーターをサポートし、必要に応じて指導・助言を行う。

5 小中一貫校への具体的な動き

- (1) 目指す児童・生徒像及び重点目標等を設定、共有する。
- (2) 教員の意識をつなぐ。
①小中合同研修会 ②小中合同授業研究会 ③その他
- (3) 児童及び生徒の心をつなぐ。
- (4) 9年間を見通したカリキュラムを編成する。
- (5) 家庭や地域との連携を深める

学校図書館支援員派遣事業



事業の基となる施策

- 第5次行田市総合振興計画
基本計画 未来をひらく人材と文化をはぐくむまちづくり
政策 生きる力のある子どもをはぐくむまちをつくる
施策 学校施設・設備の整備・充実
- 行田市教育大綱基本方針
「確かな学力と生きる力をはぐくむ学校教育の推進」
- 行田市教育行政方針
3 安全で快適な学校づくりの推進
② 学校施設・設備の整備充実

事業目的

市立図書館からの学校図書館支援員の派遣により、子どもたちが集う魅力ある学校図書館づくりを支援するとともに、司書教諭等をサポートし、子どもたちが学校や家庭で読書に親しむ機会及び学校図書館活用の充実に図り、子ども読書活動を推進する。

事業内容

市立図書館から、市内小中学校の学校図書館に、司書等の資格を有する「学校図書館支援員」を派遣し、各校週2日4～5時間程度配置する。
平成29年度は、モデル校1校にて実施する。

事業費・・・688千円

臨時職員賃金 @860円×80日×5時間×2名

※派遣する職員

児童サービス及びレファレンスの専門研修を受けた司書資格を有する、又は同等の資格を持つ図書館臨時職員
※学校図書館支援員

司書の専門性を生かして、本の貸出返却業務のみでなく、司書教諭と連携しながら、授業に応じた図書の紹介や季節の応じた図書展示、配架の変更、購入図書を選定支援を行います。

支援員の基本的業務

- ◆ 学校図書館の開閉館
- ◆ 書架整理
- ◆ 学校図書館の環境整備
- ◆ 貸出返却業務
- ◆ 蔵書点検
- ◆ 購入図書・廃棄図書の選定補助

その他の業務

- レファレンス活動、読み聞かせ等の学習・読書活動支援
- 児童、教員、保護者等に対する選書活動及び啓発活動
- 図書の受入・配架
- 市立図書館との連携及び資料貸借等
- 学校図書館システムに係る処理
- 学校図書館を活用した授業支援

総合公園プール跡地の活用

- 行田市総合公園施設再整備検討委員会の協議、スポーツ推進審議会の答申等を経て、総合公園プール跡地については、運動施設を整備すること。また、競技種目は限定せず、多目的グラウンドとしての自由広場を整備することとされた。



【総合公園プール航空写真】



【整備計画図】

- 面積： 16,600㎡ (有効面積：13,544㎡) 【参考】現在の総合公園自由広場面積：23,000㎡
- 想定競技種目：サッカー 一般用 1面・少年用 2面、ソフトボール 1面、少年野球 1面 etc
- 名称：『総合公園第2自由広場』を予定
- 供用開始：平成29年4月 予定 (都市計画課の公園整備終了後、体育施設としてスポーツ振興課が管理受任予定)
- 平成28年12月行田市議会定例会に、条例改正案と想定競技種目に基づく用具類の購入に係る補正予算案を上程する予定